

メディアと名誉・プライバシー（その2）

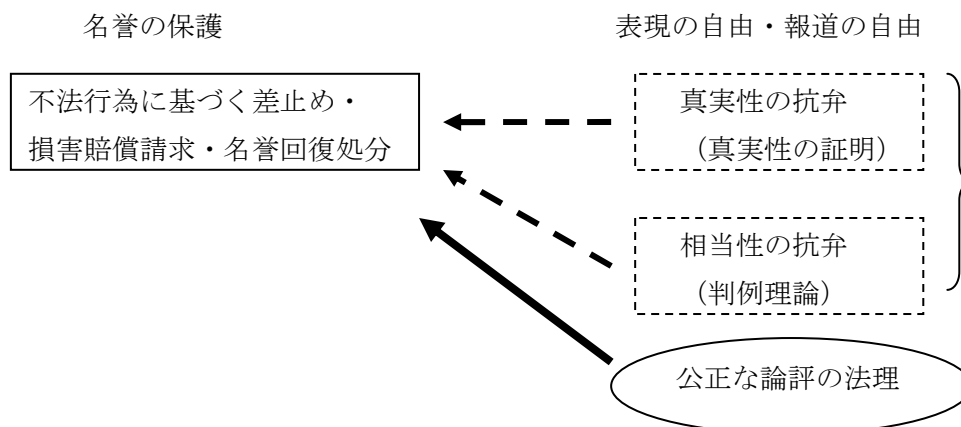
弁護士・弁理士 近藤 剛 史
tsuyoshi@kondolaw.jp

I 意見・論評の表明による名誉毀損

1) 不法行為における事実の摘示によらない名誉毀損

不法行為法における名誉毀損の概念は、刑法 230 条の規定するところよりも広く、事実の摘示によるもののみならず、意見ないし論評の表明によるものを含む（大判明 43 年 11 月 2 日）。

2) 事実の摘示によらない名誉毀損に関する抗弁



3) 問題の所在

事実の摘示による名誉毀損と意見・論評による名誉毀損とで、不法行為の免責要件が異なるため、問題とされている表現が事実を摘示するものであるか、それとも意見ないし論評の表明であるか、当該表現が事実の摘示を含むものであるかどうかの判断が重要となる。

4) 真実性・相当性の抗弁以外の成立阻却事由

① 言論の応酬

「自己の正当な利益を擁護するためやむを得ず他人の名誉、信用を毀損するかごとき言動をなすも、かかる行為はその他人が行った言動に対比して、その方法、内容において適当と認められる限度を超えないかぎり違法性を缺くとすべきものである」（最判昭和 38 年 4 月 16 日、民集 17 卷 3 号 476 頁）

「正当防衛的違法性阻却事由」(徳本慎「民商法雑誌 49 巻 6 号 893 頁」ないし「正当防衛の延長線上で一の違法性阻却事由を説くもの」(竹田稔「名誉・プライバシー侵害に関する民事責任の研究」53 頁)

「自己の正当な利益を擁護するために、やむを得ず、他人の名誉を毀損するような言辞を用いて反駁した場合、その表現愛用だけを切り離して考えると相手の名誉を侵害するものであっても、そこに至った経緯に照らすと、相手の名誉を毀損するような言辞を用いたことには無理からぬ事情が存在し、かつ、相手のとった行動と対比して、その方法・内容において一般社会通念上それもまた自然の成り行きとしてやむを得ないと考えられる限度を超えないかぎり、右の行為は違法性を欠き、名誉毀損による不法行為とはならない」(横浜地判平成 6 年 2 月 1 日、判時 1521 号 100 頁)

②公正な論評の法理

「公共の利害に関する事項または一般公衆の関心事であるような事項(政治問題、社会問題、学術的労作、文学その他の芸術作品活動、運動競技など)については、なにびとといえども論評の事由を有し、それが公的活動とは無関係な私的生活暴露や人身攻撃にわたらず、かつ論評が公正であるかぎりは、いかにその用語や表現が激烈・辛辣であろうとも、またその結果として、被論評者が社会から受ける評価が低下することがあっても、論評者は名誉毀損の責任を問われることはないとする法理」(幾代通「アメリカ法における名誉毀損と Fair Comment」26 頁)

③現実的悪意(actual malice)の法理

論評対象者が公務員ないし公的人物の場合には、その発言が虚偽の内容を含むものであっても、その発言が虚偽であることを知りながら、又は虚偽であるか否かを無謀に無視してなされたものでない限り、発言者は不法行為責任を負わないという考え方。

米国連邦最高裁 1964 年 3 月 9 日判決(New York Times v Sullivan 事件)において示されたもの。

サンケイ新聞事件の一審(東京地判昭和 52 年 7 月 13 日判時 857 号 30 頁)及び控訴審(東京高判昭和 55 年 9 月 30 日判時 981 号 43 頁)は、現実の悪意の法理に近い基準を採用したが、最高裁昭和 62 年 4 月 24 日(民集 41 巻 3 号 490 頁)は、同法理を採用していないと解されている。

「実定法上の根拠がないにもかかわらず民法第 709 条の要件を加重するものであるにとどまらず、(従来基準で)個人の名誉の保護と表現の自由の保障との調整を図っているものであり、右要件を超えて虚偽であるかどうかを全く無視する態度で虚偽の事実を公表した場合にだけ責任を負担すると解することは、個人の名誉の保護を疎んじ、表現の自由を課題に保障する結果となつてその均

衡を失することになるからして、採用し難い」(大阪高判平成元年5月26日、判タ713号196頁) 東京地判平成8年1月31日(判時1565号125頁)も同趣旨であり、その後の裁判例も同様。

④正当行為(正当業務行為)

民事訴訟における訴訟活動につき、司法書士会事件(浦和地判平成6年5月13日、判時1501号52頁)は、「弁論主義・当事者主義を基調とする民事訴訟の下では、当事者が自由に忌憚のない主張を尽くすことが重要であり、このことからすれば、たとえ相手方の名誉を失墜するような主張がされたとしても、それがことさら害意をもってなされたもの等でない限り、原則として違法性が阻却されるものと解される。しかし、当初から相手方当事者の名誉を害する意図で、ことさら虚偽の事実又は当該事件とは関係のない事実を主張し、あるいはそのような意図がなくとも、相当の根拠がないままに訴訟追行上の必要性を超えて、著しく不適切な表現内容、方法、態様で主張をし、相手方の名誉を害する場合は社会的に許容される範囲を逸脱したのものとして違法性が阻却されないものと解すべきである」

→①要証事実との関連性、②主張の必要性、③主張方法の相当性、④内容の真実性を要素として総合的に判断している。

II 一般的判断基準

1) 一般人基準

「名誉を毀損するとは、人の社会的評価を傷つけることに外ならない。それ故、所論新聞記事がたとえ精読すれば別個の意味に解されないことはないとしても、いやしくも一般の読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従う場合、その記事が事実と反し名誉を毀損するものと認められる以上、これをもって名誉毀損の記事と目すべきことは当然である」(最高裁昭和31年7月20日、民集10巻8号1059頁)

→ 新聞社の意図や被害者の心情とは切り離して、一般的な読者を基準して判断

2) 報道媒体(media)の性質論

いわゆるロス疑惑事件について、「夕刊フジ」(産業経済新聞社)が、興味本位の内容の記事を掲載することを編集方針としていると主張した事件につき、最高裁は、「当該新聞が主に興味本位の記事を掲載することを編集の方針とし、読者層もその編集方針に対応するものであったとしても、当該新聞が報道媒体としての性格を有している以上は、その読者も当該新聞に掲載される記事がおしなべて根も葉もないものと認識しているものではなく、当該記事に幾分かの実態も含まれているものと考えるのが通常であろうから、その掲載記事により記事の対象とされた者の社会的評価が低下させられる危険性が生ずることを否定することはできないからである」とした(最高裁平

成 9 年 5 月 27 日、判時 1606 号 67 頁)

3) 表現形式による違い

イ) 種類

新聞広告、テレビ放送、中吊り広告、ネット見出し

ロ) 中吊り広告

週刊新潮に掲載された詐欺に加担したかのような印象を与える記事で名誉を傷付けられたとして、陸上の為末大選手が発行元の新潮社などに 4 5 0 0 万円の損害賠償などを求めた事件で、東京地裁は、『詐欺の片棒を担いだ』と告訴されるメダリスト『為末大』との見出しにつき、「中吊り広告や新聞広告を見た人の多くは雑誌の記事まで読むことはないため、記事とは別に広告の内容だけで社会的評価を下げるかどうか判断すべきだ」「中吊り広告などにある見出しが断定的で、真実ではない。あたかも詐欺行為に加担したとして告訴されたという印象を見た人に与えた」と指摘し、新潮社に約 2 2 0 万円の支払いを命じた (2009 年 2 月 15 日東京地裁)。

ハ) ネット見出し

家電量販店ヤマダ電機が、インターネット上に「ヤマダ電機・・・不要家電 1 6 0 0 台横流し」という記事を掲載した毎日新聞社に対し、名誉を傷つけられたとして 1 2 0 0 万円の損害賠償を求めた事件において、東京地裁は、「新聞記事と異なり、ニュースサイトは見出しのみを閲覧する読者も多い。この見出しでは読者は『横流し』の主体をヤマダ電気と理解する以外にない」と指摘し、1 1 0 万円の損害賠償義務を認めた (2009 年 9 月 13 日東京地裁)。

Q 中吊り広告やネット見出しによる謝罪広告は認められるか？

III 意見・論評を含む表現と名誉毀損の成否

1) 夕刊フジ・ロス疑惑事件

原告は、妻に対する殺人未遂の嫌疑 (いわゆるロス疑惑事件) により、昭和 60 年 10 月 3 日に起訴されたが、その前日、産業経済新聞社は、日刊紙「夕刊フジ」第一面において本件記事を掲載したものの。

2) 控訴審判決 (東京高判平成 6 年 1 月 27 日、判時 1502 号 114 頁)

第一審が慰謝料 1 0 0 万円の支払を命じたのに対し、原告の請求を棄却した。

新聞記事による名誉毀損の不法行為責任の成否に関し、当該部分が意見を叙述した言辞 (意見表明) であるときに、下記 a から c の要件を満たせば、不法行為責任は成立しない。

a 当該記事が公共の利害に関する事項についてのものであること

b 意見の基礎をなす事実が、ア 当該記事に記載されており、かつ、その主要な部分について真実性の証明があるか、記事の公表者においてこれを真実と信ずるについて相当の理由があり、イ そうでなくても、意見の基礎をなす事実が、記事の公表さ

れた当時既に新聞等により繰り返し報道されて社会的に広く知れ渡っていた事実であること

- c 当該意見を、その基礎をなす事実から推論することが、不当、不合理なものとはいえないこと

(あてはめ)

- ・本件記事「Xは極悪人、死刑よ」

Xに関する特定の行為又は具体的事実を明示的にも黙示的にも叙述するものではなく、これがAの談話と表示されていることも考慮すると、右は意見表明に当たるといふべきである。右意見は、当時既に繰り返し詳細に報道されて広く社会に知れ渡っていたXの犯罪についての嫌疑を主要な基礎事実として、同人についての評価を表明するものであり、右意見をもって不当、不合理なものともいえないから、名誉毀損による不法行為は成立しない。

- ・本件叙述「この元検事にいわせると、甲野は『知能犯プラス凶悪犯で、前代未聞の手ごわさ』という」

上記記事と同様

- ・本件叙述（Aの別の談話）

通常の読者においてはAの戯言と受け取るであろうものにすぎないから、Xの名誉を毀損するものとはいえない。

3) 最高裁（平成9年9月9日（民集51巻8号3804頁））

「ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、右意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠くものといふべきである。そして、仮に右意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、事実を摘示しての名誉毀損における場合と対比すると、行為者において右事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されると解するのが相当である。」

「新聞記事中の名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前期事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、右のような間接的な言及

は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やはり、事実を摘示するものと見るのが相当である。」

(あてはめ)

- ・ 本件見出し1「Xは極悪人、死刑よ」

Aの談話の紹介の形式により、上告人がこれらの犯罪を犯したと断定的に主張し、右事実を摘示するとともに、同事実を前提にその行為の悪性を強調する意見ないし論評を公表したものと解するのが相当である。

- ・ 本件見出し2「Bさんも知らない話・・・警察に呼ばれたら話します。」

Aの談話の紹介の形式により、上告人が前記の各犯罪を犯したと主張し、右事実を摘示するものと解するのが相当である。本件記事の読者においては、右談話に係る事実には幾分かの事実も含まれていると考えるのが通常であったと思われる。

- ・ 本件記述「この元検事にいわせると、甲野は『知能犯プラス凶悪犯で、前代未聞の手ごわさ』という。」

本件記述は、元検事の談話の紹介の形式により、上告人がこれらの犯罪を犯したと断定的に主張し、右事実を摘示するとともに、同事実を前提にその人格の悪性を強調する意見ないし論評を公表したものと解するのが相当である。

(結論部分)

「本件見出し1及び本件記述は、上告人が前記殺人未遂事件等を犯したと断定的に主張するものと見るべきであるが、原判決は、本件記事が公表された時点までに上告人が右各事件に関与したとの嫌疑につき多数の報道がされてその存在が周知のものとなっていたとの事実を根拠に、右嫌疑に係る犯罪事実そのものの存在については被上告人においてこれを真実と信ずるにつき相当の理由があったか否かを特段問うことなく、その名誉毀損による不法行為責任の成立を否定したものであって、これを是認することができない。」として、原審に差し戻した。

IV 配信サービスの抗弁(wire service defense)

1) 概念

通信社からの配信によるものであって、それに実質的変更を加えてない記事であれば、真実であると信ずるにつき相当性があるものとして名誉毀損の成立が阻却されるかどうかの問題。

米国では、ブラウン事件判決以降、肯定的に認められてきた法理。

2) 裁判例

イ) 肯定説(東京高判平成7年3月29日、判時1608号107頁)

- ・ 共同通信社は多数の報道機関が加盟する我が国の代表的な通信社であり、取材体制も整備され、配信の信頼性は高く評価され、内容の正確性については共同通信社が

責任を負い加盟報道機関は裏付取材を要しないという前提のもとに報道体制が組み立てられており、一般的にあって真実であると信頼する相当な理由がある。

- ・ ことロス疑惑に関しては、共同通信社は精力的な取材活動を行い、多くの記事を配信していた等の状況にあったから、本件の配信を真実と信頼したことは合理的である。
- ロ) 否定説（東京高判平成 8 年 4 月 26 日、判時 1608 号 107 頁）
- ・ 共同通信社は有数の通信社であるとはいえ、一般の全国紙よりも優れていて誤りがあり得ないとまではいえない。
 - ・ 一般の全国紙の内容を信じて名誉毀損行為を行っても免責されるとは考えにくいから、これと対比しても、共同通信社を信じたから免責されるというのは公平を欠く。
 - ・ 共同通信社からの配信は、捜査機関の公表発表と同程度の信頼を勝ち得ているともいえない。
 - ・ 加盟報道機関にとっては、通信社は自らの取材のための手足と同様である。したがって、通信社の取材の誤りの責任を負担しないのは合理性がない
 - ・ 現状の配信記事の掲載方法では、配信元が明記されているとは限らないから、被害者が報道機関を被告にして損害賠償請求の訴訟を提起できないとすると、被害者保護に欠ける。他方、加盟報道機関によっては、損害賠償責任を負担しても配信元である通信社に求償できるから問題はない。

3) 最高裁判決

「掲載記事が一般的には定評があるとされる通信社から配信された記事に基づくものであるという理由によっては、記事を掲載した新聞社において配信された記事に摘示された事実を真実と信ずるについての相当の理由があると認めることはできない」（最高裁平成 14 年 1 月 29 日、判時 1778 号 28 頁）として、通信社の配信記事に関する地方紙の配信抗弁につき、私人の犯罪行為やスキャンダルないしこれに関連する事実については配信抗弁を認めるべきではないとしつつ、その他の報道分野については配信抗弁の余地があるとした。

V 本年のマスコミ関係事件

1) 実名報道事件（2009 年 2 月 12 日最高裁）

女子中学生にみだらな行為をした容疑（県青少年保護育成条例違反）で逮捕（その後起訴猶予）された際に実名報道され名誉を傷つけられたとして、沖縄県内の公立中学校の男性教諭が、県内の民放 3 社と NHK に損害賠償を求めた訴訟の上告審で、最高裁第 1 小法廷は、「上告できる理由に当たらない」などとして、上告を棄却した。これにより、「実名報道は社会的に許容されている」とした 1 審那覇地裁及び 2 審福岡高裁那覇支部の判決が確定した。

ただ、福岡高裁那覇支部の河辺義典裁判長は「逮捕後の経過を報道しない姿勢にも考えるべき点がある」と報道の在り方に異例の付言をし、報道各社に対し、控訴審判決の報道で起訴猶予の事実を盛り込むよう求める“お願い”の文書も配布していた経緯がある。

2) 貴乃花親方 vs 新潮社事件 (2009年2月5日東京地裁)

貴乃花親方(元横綱)と景子夫人が八百長疑惑や相続問題をめぐる週刊新潮の記事で名誉を傷つけられたとして、発行元の新潮社や佐藤隆信社長らに約3700万円の損害賠償などを求めた訴訟の判決で、東京地裁は本年2月4日、「記事は真実ではない」として、計375万円の支払いと同誌への謝罪広告掲載を命じ、さらに、「名誉棄損の法的知識や裏付け取材の在り方についての意識が、記者や編集者に不十分。権利侵害防止のための慎重な検討が社内で不足していた」として、社長(代表者)の責任も肯定した。

3) 植草一秀 vs サンデー毎日事件 (2009年2月18日東京地裁)

電車内で痴漢をしたとして東京都迷惑防止条例違反に問われた元大学院教授、植草一秀被告(1、2審実刑、上告中)が、サンデー毎日の記事で名誉を傷付けられたとして、発行元の毎日新聞社に1100万円の賠償を求めた訴訟の控訴審判決において、東京高裁は、33万円の支払いを命じた1審・東京地裁判決を取り消し、元教授が条例違反で3度続けて有罪判決を受けたことから、『『性的な面のモラルが低い』という記事内容は、真実と認められる』と判断し、元教授側の請求を棄却した。

以 上